## ●定期報告対象の建築物

用途	規模(次のいずれかに該当するもの)	報告時期
劇場	・対象用途(床面積の合計が100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの	
映画館	・客席の床面積の合計が200㎡以上のもの	
演劇場	・主階が1階にないもの	
等	・対象用途(床面積の合計が 100 ㎡超の部分)が地階にあるもの	
観覧場 公会堂 集会場 等	<ul> <li>・対象用途(床面積の合計が100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの</li> <li>・客席の床面積の合計が200 ㎡以上のもの</li> <li>・対象用途(床面積の合計が100 ㎡超の部分)が地階にあるもの</li> </ul>	
病院	・対象用途(床面積の合計が100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの	
有床診療所	・2階にある対象用途の床面積の合計が300㎡以上のもの	
旅館	・対象用途(床面積の合計が 100 ㎡超の部分)が地階にあるもの	
ホテル 就寝用途の児童 福祉施設等※ 等	※就寫用途の児童福祉施設等:サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所・看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの、養護者人ホーム、特別養護者人ホーム、軽費者人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、等	令和5年7月〜12月 (以降3年ごと)
体育館 ボーリング場 博物館 スキー場 美術館 スケート場 図書館 水泳場 スポーツの練習場 等	・対象用途(床面積の合計が 100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ・対象用途の床面積が2,000 ㎡以上のもの	
百遊マ公展 特 場 で 大 で で で で で で で で で で で で で	<ul> <li>・対象用途(床面積の合計が100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの</li> <li>・ 2階にある対象用途の床面積の合計が500 ㎡以上のもの</li> <li>・ 対象用途の床面積が3,000 ㎡以上のもの</li> <li>・ 対象用途(床面積の合計が100 ㎡超の部分)が地階にあるもの</li> </ul>	

## ●定期報告対象の建築設備等

設備の種類	規模	報告時期
建築設備	特定行政庁が指定する建築設備(定期報告対象建築物に設置されたもの) ・機械換気設備又は中央管理方式の空気調和設備(法第 28 条第2項ただし書き及び第3項の規定により設けたもの(自然換気設備を除く。)に限る。) ・排煙設備(法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設けたもの(排煙機を設けるものに限る。)) ・非常用の照明装置(法第35条の規定により設けたものに限る。)	毎年 7月~12月
昇降機	建築基準法施行令第16条第3項第1号に掲げる昇降機 ・エレベーター ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機(昇降路の全ての出入れ口の下端が当該出し入れ口 が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く。) ※いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。 ※労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター(労働基準法別表第1 第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち一般公衆の用に供 されていないもの。)のうち同令第12条第1項第6号に該当するもの(積載荷重 が1トン以上のもの。)を除く。	毎年 検査済証交付 日の属する月の翌月
防火設備	建築基準法施行令第16条第3項第2号に掲げる防火設備(防火扉、防火シャッター、耐火スクリーン、ドレンチャー等) ・定期報告対象建築物に設置されたもの ・病院、有床診療所、就寝用途の児童福祉施設等のうち、対象用途の床面積の合計が200㎡を超える建築物に設置されたもの  ※外壁親口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。	毎年 7月~12月

## ●定期報告対象の工作物

工作物の種類	規模	報告時期
工作物	建築基準法施行令第138条第2項に掲げる工作物 ・観光用エレベーター又はエスカレーター(一般交通の用に供するものを除く。) ・高架の遊戯施設(ウオーターシユート、コースター等) ・原動機を使用し回転運動をする遊戯施設(メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔等)	毎年 検査済証交付 日の属する月の翌月